

迎春

輝く未来への礎を



播磨町長

清水ひろ子

初春のお喜びを申し上げます。
播磨町の誇りとする大中遺跡では寒気の中、梅の花がつぼみを膨らませています。例年、真冬の大中遺跡を訪れる人々を楽しませていた梅の花が、博物館や復元住居を背景に今年はより多くの方々楽しんでいただけることでしょうか。

現在、播磨町を取り巻く財政状況は大変厳しいものがあります。しかし、そうした中でも、「まち」は停滞することなく、未来に向かっての礎を築いていかなければなりません。特に次の2点については今年の重要課題だと思っています。

土山駅南に建設予定の「はりま複合交流センター」。町民の交流の場、情報発信の拠点、にぎわいの創出として核となる施設などの整備が必要だと思っています。

旧播磨北小学校を県から特別支援学校にという申し出があります。特別支援教育の重要性、障がい者支援、福祉の拠点としての新たな可能性を考えた時、地域や住民の方々のご理解をいただき、新たな学校としての再生ができればと思っています。「共に生きようふれあいのまち」宣言をしているまちとして、あらゆる人権を尊重し、障がい者に対しても「やさしいまち」でありたいと願っています。

「未来は人間の思い描いたとおりになっていく」という言葉があります。播磨町の未来像を描くのは、今の播磨町民です。将来像をどう描くかで、まちの未来は大きく変わっていきます。未来のために今何を選択すべきか、子どもたちの時代に何を残すべきか、皆さま方と一緒に考えていきたいと思っています。

新しい年が皆さまにとって幸多きお年でありますようにお祈り申し上げます。

更なる発展に向かって



播磨町議会議長

杉原 延享

輝かしい新春を迎えるにあたり、播磨町議会を代表して皆さまに謹んで新年のごあいさつを申し上げます。皆さま方には健やかに希望に満ちた初春を迎えられたことと心よりお喜び申し上げます。昨年、播磨町は町制施行45周年という節目を迎えました、当町の更なる発展に心を新たにしたいところです。

国内の経済情勢は依然として厳しいものがありますが着実な景気回復の安定軌道が待ち望まれております。一方、くらしに目を転じてみますと近隣加古川市で幼児子どもの尊い命が奪われる凶悪な犯罪が起こり、いまだ未解決で安全・安心の町づくりが揺らいでいます。環境・福祉(少子化・高齢化)・教育の問題、また、ガソリン、灯油の値上げなど地域経済の安定など生活密着型行政の課題が山積しております。さらに、地方分権の推進によって国・地方の役割が明確化し、地方の自立のために税源移譲が行われています。いよいよ町づくりは住民の自己決定・自己責任の時代です。山積する行政課題の解決には住民と行政の信頼関係すなわち協働と参画がぜひ必要です。議会としても、住民とのコミュニケーションを深め、対話による相互理解を確かなものにし、住民福祉の向上に更なる努力をいたします。

去年オープンしました県立考古博物館の相乗効果を願い、播磨町の限らない繁栄と、皆さま方にとって幸多き年でありまことを祈念申し上げます年頭のごあいさつといたします。

あけまして
おめでとう
ございます

議長

杉原 延享

副議長

古川 美智子

議員(議席順)

毛利 豊
勝 樂 恒 美
小 原 健 一
岡 田 千 賀 子
河 野 照 代
松 本 か を り
福 原 隆 泰
河 南 博
田 中 久 子
中 西 美 保 子
永 谷 修
渡 辺 文 子
藤 原 秀 策
宮 尾 尚 子
藤 田 博 行
小 西 茂 行

公職選挙法により、政治家は、年賀状などのあいさつ状を出すことが禁じられています。

ご理解とご協力をお願いいたします。



高齢者医療制度の見直しについて

今般「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、高齢者医療制度について以下の通り取りまとめられ、政府としても実施することとされましたので、その内容をお知らせします。

なお、今後、正式に内容が固まった段階で改めてお知らせさせていただきます。

1. 70～74歳の方(注1)の窓口負担について

平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担が1割に据え置かれます。

(注1) 既に3割負担を頂いている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

※昨年の制度改正では、70～74歳の方の窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていたものを据え置くものです。

2. 後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料について

平成20年4月から9月までの6ヵ月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6ヵ月間は、被保険者均等割が9割軽減された額となります。

▶対象者 75歳以上の方(注2)で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日(平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日)において被用者保険(注3)の被扶養者となっている方

(注2) 65～74歳で一定の障害認定を受けた方を含まれます。

(注3) 政府管掌保険や、企業の健康保険、公務員の共済組合など、いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。

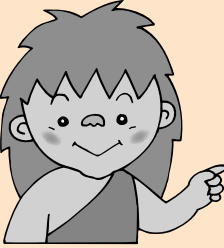
※昨年の制度改正では、被用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保険者均等割を5割軽減することとされていますが、今回の措置はそれに加えて行うものです。

▶問い合わせ 保険年金グループ
☎079(435)2581

■保険料の納め方

現在の65歳以上の介護保険料の納め方と同様に原則として、年金から保険料が支払われる仕組みを導入します。(特別徴収)

- ただし、
- ①年金額が年額18万円未満の人
 - ②介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超える人
 - ③平成20年4月2日以降に新たに資格を得る人については、一定期間は、年金からの徴収は行われず、納付書や口座振替などにより、町に対し、個別に納めていただくことになります。(普通徴収)



※現在、加入されている国民健康保険の保険税、会社の健康保険の保険料に代わって、後期高齢者医療の保険料を納めていただくことになります。現在加入されている医療保険の資格は喪失することになり、保険料が二重にかかることはありません。

■保険料納付の開始時期

- 特別徴収の人 平成20年4月1日現在で75歳以上の人であって、年金からの徴収の対象となる人については、平成20年4月支給分の年金から徴収が開始されます。
- 普通徴収の人 平成20年7月から納めていただく予定です。

■保険料額の通知

保険料額の決定通知書は平成20年7月にお送りします。(特別徴収の人については、仮徴収額の決定通知書を平成20年4月初旬にお送りします)

■被保険者証の送付について

後期高齢者医療の新しい被保険者証は平成20年3月下旬にお送りします。(申請手続きは不要です)平成20年4月1日以降に医療を受ける場合は新しい被保険者証で医療を受けてください。

▶問い合わせ

- 保険年金グループ ☎079(435)2581
- 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局
☎078(326)2612
〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号
(センタープラザ12階)

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります

平成20・21年度の保険料率が決定しました



75歳以上(一定の障害がある人で広域連合において認定を受けた65歳以上)の人が対象です。現在の老人保健制度に代わる新しい後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりが保険料を負担します。このたび、被保険者の皆さんにご負担いただく保険料率が決まりましたのでお知らせします。

■保険料率

均等割額 43,924円 所得割率 8.07%

■一人当たりの保険料額

被保険者一人ひとりで等しく負担する応益分(被保険者均等割額)と、所得に応じて負担する応能分(所得割額)の合計額になります。所得割額の算定対象所得は、旧ただし書所得(=総所得金額等-基礎控除33万円)を基準とします。保険料額は年50万円が上限となります。

=参考=
一人当たりの平均保険料額は
年額…81,400円
月額…6,783円



$$\text{一人当たりの保険料額} = \text{均等割額 } 43,924\text{円} + \text{所得割額 } (\text{前年の総所得金額等} - \text{基礎控除33万円}) \times 8.07\%$$

■保険料の軽減について

○低所得者への軽減について

同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額などに応じて、保険料の応益分(被保険者均等割額)について保険料が軽減されます。

所得が確認できている被保険者については申請の必要がなく適用されます。未申告などで所得が確認できない被保険者については、適用するためには簡易申告などが必要となります。(同一世帯の世帯主も所得の確認ができていない場合は軽減されません)

軽減の割合は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額などをもとに下表の基準によります。

7割軽減	基礎控除額(33万円)以下
5割軽減	基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者数(被保険者である当該世帯主を除く)以下
2割軽減	基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者数 以下

※国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた人について、高齢者特別控除(総所得金額等から15万円を控除)が適用されます。

○被用者保険の被扶養者への軽減について

資格取得日の前日において被用者保険(健保、船保、各共済)の被扶養者であった人は、資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間に限り、被保険者均等割額の5割が軽減され、所得割は課せられません。

さらに、平成20年4月から9月までは保険料を徴収せず、平成20年10月から平成21年3月までは9割軽減されます。